

Title	唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の會館に及ぶ
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.1 (1935. 4) ,p.1- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐宋時代の商人組合「行」を論じて 清代の會館に及ぶ

加藤 繁

- 一 緒言
- 二 同業商店の町としての行
- 三 同業商人組合としての行（上）
- 四 同業商人組合としての行（下）
- 五 元明清時代の行 行と會館
- 六 隋以前に於ける同業商店の町

一 緒言

支那に於いて、會館又は公所といふ建物を中心として結びついたところの、歐洲中世のギルドに幾分類似した商人組合があつて、清朝時代に隆盛を極め、清末以來多少衰へながらも現に猶ほ存続しつゝある

唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の會館に及ぶ（加藤）

ことは、世に遍く知られた事柄である。此の組合の會員の集會する建物が會館又は公所と呼ばれる爲め、歐米人などは、組合そのもの、ことを會館公所と云ひ、又その組合が歐洲のギルドに似てゐるところから、支那ギルドともいふのである。此の組合の清朝時代特にその末期に於ける有様については、歐米人により、又我日本人によつて、多くの調査が行はれたのであるが、その起源・歴史に關する研究は久しい間全く缺如して居た。大正十一年、學友和田清教授は、會館といふ建物並に名稱の起源について、その蘊蓄の一端を發表された⁽¹⁾。それは一場の講演に止まつたとは云へ、會館公所に關する史的研究の殆最初のものといつてよからう。私も、ついで昭和二年「唐宋時代に於ける商人組合行について」と題する論文を發表して、會館公所の先驅と見るべき商人組合が唐宋時代に既に存在したことを論證した。而してその後尙ほ研究を續けた結果、多少新しい見解を附け加へることが出來、又前の考說の一部に誤のあることをも見出したので、今回更に此の一篇を草し、學界の批判を仰ぐことゝしたわけである。

二 同業商店の町としての行

唐宋時代に於いて、同業商人組合は「行」と呼ばれて居たのであるが、「行」といふ語は、同時に同業商店の町を意味して居た。さうして同業商人の組合は同業商店の町に胚胎したやうであるから、順序として先づ同業商店の町としての行から述べなければならぬ。

太平御覽卷一に、西京記といふ書を引いて次の如くいつて居る。

西京記曰。東都豐都市。東西南北。居二坊之地。四面各開三門。邸凡三百一十二區。資財一百行。云云。

又曰。大業六年。諸夷來朝。請入市交易。煬帝許之。於是修飾諸行。葺理邸店。皆使葺宇齊正。卑高如一。環貨充積。人物華盛。云云。

右二個條はともに西京記として引かれて居るが、西京記は恐らく兩京記の誤まりで、唐の韋述の兩京新記を指すのであらう。(此れについては註に詳説するが、いはゆる西京記の誤りであることは、此の書の記事として引かれた右の文が東都のことで、西京のことでないことに依つても、容易に察し得られる。)東都はいふまでもなく洛陽である。豐都市は隋代の名稱であつて、唐では南市と呼ばれたのであつた。されば、右兩京新記の文と思はれる記事の初めのものが隋代洛陽豐都市の狀況を述べたものであることは明である。又、次の記事には大業六年諸夷入朝云云とあるが、此の時煬帝は洛陽に駐蹕せられ、諸夷は洛陽に入朝したのであるから、此の記事の中に見える市の有様も、主として、當時洛陽の市として最盛であつた豐都市のそれを述べたものと見るべきである。次に、元河南志京城門坊街隅古跡の條の、唐の洛陽に關する記述の中に、次の文が見出だされる。

唐南市。隋曰豐都市。東西南北。居二坊之地。其内一百二十行。三千餘肆。四壁有四百餘店。貨賄山

積。云云。

元河南志は元代の編纂であるが、其の唐の洛陽に關する記事は、主として宋の宋敏求の河南志に據つたもの、やうであり、右の文も同様で、信憑するに足るものであらう。さていはゆる西京記に見えるところの邸と元河南志に見える店とは同じ意味であることは何人にも首肯せられよう。邸及び店には色々な意味があるが、茲ではいづれも倉庫をさすものと解せられる。元河南志に見える行はいくつかの商店の集まつた町であることは略明瞭である。さうして此れから推していはゆる西京記に見える「修飾諸行」の行も同様であり、「資財一百行」の行も同様であることが察せられる。西京記の文と元河南志のそれは、邸店や行の數に多少相違があるけれども、いふ所は大體同様で、此れに依つて、隋から唐に互り、洛陽の市には、外部に數百の倉庫が設けられ、その内部には行といふ一種の町が數多く存し、行は多數の商店から成立つて居たことが知られるのである。尙ほ元河南志の唐の洛陽大同坊の記事に、

本曰植業坊。隋大業六年。從大同市於此。凡周四里。開四門。邸一百四十一區。資貨六十六行云云。

とある。此れに依つて、隋の大同市も、豐都市と同様の構造を持つて居たことが知られる。

轉じて、宋敏求の長安志を觀ると、東市の條に次の記事がある。

市内。貨財二百二十行。四面立邸。四方珍奇所積。云云。

又我國の僧圓仁の入唐求法巡禮行記卷四會昌三年六月二十七日の條には、

夜三更。東市失火。燒東市曹門已西十二行。四千餘家。云云。

とある。此の四千餘家といふのが確實な數字で、十二行の戸數を正しく傳へたものであるかどうかは疑はしいが、ともかくも此れに依つて、多數の商家が集まつて行を形作つてゐたことが確められる。長安志の西市の條には行のことは述べられて居らぬ。但し「市内店肆。如東市之制。」といつてゐるから、西市に行のあつたことも明瞭である。

唐代の文獻を更に細やかに検討すると、特定の行の名稱がぼつ／＼見出だされる。即ち、唐の康駢の劇談錄^{卷上}王鮪活崔相公歌妓の條には、

^上略鮪密言。有一事。或可救之。然須得白牛頭及酒一斛。因召左右。密令求覓。有度支所由幹事者。徑詣東市肉行。以善價取之。將牛頭而至。云云。

とあつて、長安東市の肉行に赴いて白牛の頭を買ひ求めた物語が載せられて居る。又、太平廣記^{卷二}鄭羣玉の條に引かれた溫庭筠が乾牒子の文には、

東市鐵行。有范生。卜舉人。連中成敗。云云。

とある。韋述の兩京新記、長安西市の條には、

市署前。有太衣行。雜糴貨賣之所。記言友說。不可解識。

とあつて長安西市に太衣行のあつたことが見え、太平廣記^{卷一}李君の條に引かれた盧子が逸史の文には、

略上又三數年不第。塵土困悴。欲罷去。思曰乃一生之事。仙兄第二緘可以發也。又沐浴。清旦啓之。曰
某年月日。以將罷舉。可開第二封。可西市鞦韆行頭坐。見訖復往。至卽登酒樓飲酒。聞其下有人言。
云云。

とあつて、長安西市の鞦韆行といふものが見え、同書^{卷二}竇父の條に引かれた乾臘子には、

略上西市秤行之南。有十餘畝。坳下潛汗之地。目曰小海地。云云。

とあり、同書^{卷三}王愬の條に引かれた乾臘子には、

略上今日在西市絹行舉錢。云云。

とあつて、長安西市の秤行及び絹行といふもの見え、入唐求法巡禮行記^{卷四}會昌五年正月の條には、

略上有勅問。求仙由何藥。具色目申奏者。道士奏藥名目。李子衣十斤。桃毛十斤。生雞膜十斤。龜毛

十斤。兔角十斤等。勅令於市藥行覓。盡稱无。云云。

とあつて、長安の市（恐らくは東市又は西市の誤り）の藥行といふものが見えて居る。以上の行、即ち
肉行・鐵行・衣行・鞦韆行・秤行・絹行・藥行はいづれも長安東西市のいはゆる二百二十行を構成する
もの、一つであつたと解すべきで、それ／＼一つの町であつたと見なければならぬ。而して肉行とある
からには、それは肉屋の町であり、鐵行とあるからには、鐵器屋の町であり、衣行は衣服商の町、鞦韆
行は馬具屋の町、秤行は權衡（恐らく度量衡すべて）商の町、絹行は吳服屋の町、藥行は藥屋の町であ

つたと解釋すべきである。此れより推せば、すべて行といふものは同業商店の町で、その店舗の数は商業の種類によつて異なり、或ものは數十戸に上り、或ものは十戸にも足りないやうなことはあつたであらうけれども、要するに同業店舗の集團であつたには相違あるまい。洛陽の南市などの行も同じ性質のものであつたと見て差支無いであらう。

長安以外の、地方諸都市の行の名稱も多少傳へられて居る。太平廣記卷二八〇劉景復の條に引かれた唐の李玟の纂異記には、

吳泰伯廟。在東閭門之西。每春秋季。市肆皆率其黨。合牢醴。祈福于三讓王。多圖善馬綵輿子女以獻之。非其月亦無虛日。乙丑春。有金銀行首。糾合其徒。以綃畫美人。捧胡琴以從。其貌出於舊繪者。名美人爲勝兒。云云。

とあつて、蘇州の金銀行の首長が、其の徒を糾合して美人畫を作つて吳泰伯廟に獻じたことが見える。段成式の酉陽雜俎續集卷三支諾臯下には、

成式三從房叔父某者。貞元末。自信安至洛。暮達瓜洲。宿於舟中。夜久彈琴。覺舟外有嗟嘆聲。止息則無。如此數四。及緩軫還寢。夢一女子。年二十餘。形悴衣敗。前拜曰。妾姓鄭名瓊羅。本居丹徒。父母早亡。依於孀嫂。嫂不幸又歿。遂來楊子尋姨。夜至逆旅。市吏子王惟舉。乘醉將逼辱。妾知不免。因以領巾絞項自殺。市吏子乃潛埋於魚行西渠中。云云。

とあつて、揚州揚子縣の魚行の西渠に女の屍を埋めたことが見え、李復言の續玄怪錄、定婚店の條には、

上杜陵韋固。○中元和二年。將遊清河。旅次宋城南店。○中有眇嫗。抱三歲女來。弊陋亦甚。老人指

曰。此君之妻也。固怒曰。煞之可乎。○中磨一刀子。付其奴曰。汝素幹事。能爲我煞彼女。賜汝萬

錢。奴曰諾。明日袖刀入菜行中。於衆中刺之而走。一市紛擾。云云。

とあつて、宋州宋城縣の菜行のことが見えて居る。右の三個條には行と市との關係は殆ど示されて居らぬ。しかしながら、支那の都會に於いては、秦漢の頃より唐代に至るまで、商業區域が定められ、商店は少くとも原則として此處に設くべきものとせられ、而してその商業區域を「市」と呼んだのであつて、前に述べた長安洛陽の「市」はいづれも斯かる意味のものであつた。市は長安・洛陽の如き都會のみならず、總べて州治縣治の置かれた都市に存在したのであつた。されば蘇州や揚子縣・宋城縣などにも勿論市があつたので、金銀行・魚行・菜行はそれ〴〵市の内に設けられた金銀商の町、肴屋の町、野菜商の町と解すべきである。要するに、上に述べ來つた所に依つて、唐代に於いて、商店は其の種類によつて集つて一團を爲し、之を行と呼ぶことゝ爲つて居り、従つて當時中央地方の諸都市の「市」は多數の行から成立つて居たことが窺ひ知られるのである。

我が國の源順の和名類聚抄三卷肆の條に、

唐令云。諸市每肆伊知久良立標題。云云。

とある。然るに狩谷掖齋の和名類聚抄箋註には、日本の養老令に、「凡市、每肆立標題行名、」とあるのを引いて、右和名抄の文には題の下に行名の二字を脱したので、唐令の原文は養老令と同様であつたであらうと云つて居るが、此説は妥當である。而して右の文中に見える肆は、後に詳説する如く、行と同じの語である。されば、唐の制度に於いては、行毎に、恐らく行の入口に、札を立て、その名稱即ち絹行・鐵行等の文字を記すことゝ爲つて居たので、全國に於いて左様であつたかどうかは詳でないが、長安洛陽をはじめ、大都市に於いては、唐の朝廷の威令の行はれた時期即ち少くとも唐代の前半に於いては實行せられたことであらう。

ついでに云ふ、唐代に於いて、行は或は市といふ語によつても現はされた。云ひ換へれば、市といふ語は商業區域を意味する外、その區域の内にあるところの行を意味する場合もあつたのである。此れは續玄怪錄定婚店の條に菜行のことを菜市とも表現して居ること、⁽⁵⁾柳宗元の宋清傳に長安西市の藥行のことを藥市と云つたこと、⁽⁶⁾薛用弱の集異記、⁽⁷⁾王四郎の條に、

洛陽尉王琚。有孽姪。小名四郎。孩提之歲。其母他適。因隨去。自後或十年五年至琚家。而王氏不復錄矣。唐元和中。琚因常調。自鄭入京。道出東都。方過天津橋。四郎忽於馬前跪拜。布衣草履。形貌山野。琚不識。因自言其名。哀愍久之。乃曰叔今赴選。費用固多。少物奉獻。以助其費。即於懷中出金。可五兩許。色如雞冠。因曰。此不可與常者等價也。到京但於金市訪張蓬子付之。當二百千。

据異之。云云。

とあつて、金市の語を載せ、それが金屋の町と解せられることなどに依つて知ることが出来る。

さて同業商店の町は宋代に於いても存在した。さうして其れは行若しくは市と呼ばれ、又時としては團とも呼ばれた。北宋末期に於ける東京開封府の有様を述べた東京夢華錄や、南宋の首府臨安の有様を述べた繁勝錄・都城紀勝・夢梁錄・武林舊事並に咸淳臨安志や南宋の諸州縣志などにも行市及び團の名が數多く見えて居る。但し茲に注意しなければならないのは、宋代に於いては賣手買手が時を定めて集まつて商品を取引する場處即ち定期市を行・市若しくは團と呼んだことである。定期市が行・市など、呼ばれたのは、其れが唐以來同業商店の町即ち行に於いて開催されたことに本づくものであつて、宋代に於いても定期市は同業商店の町に於いて開かれることが多かつたやうである。開封の果子行の如きはその一例であつて、東京夢華錄によれば、果子行は果物や花木を賣る商店の町であり、且つ其等の定期市の開かれる處であつた。しかしながら定期市は必しも同業商店の町で開かれるとは限らなかつた。此れは市の制度の崩壊と關係のあることである。「市」といふ商業區域を定め、商店を専ら其處に設けしめる制度は、唐の中期以後次第に弛み廢れ、北宋の半ば以後に至つて全く崩壊し了つた。その結果、商店分布の有様が二様に爲つた。一つは色々の商店が何の制限も無く入り亂れて設けられる場合であり、今一つは同業の商店が「市」といふ商業區域の拘束を離れながらも、猶ほ相集まつて町を爲し、都市内のあち

らこちらに存在する場合であつた。定期市が同業商店の町で開かれるのは、後の場合の事であつて、前の場合即ち同業商店が諸方に散在する場合に於いては、交通の便多き河畔・橋頭・城門の内外などを選んで開催され、而して何處に開かれるにしても、其れはすべて行・市又は團など、呼ばれたのである。⁽⁸⁾かゝる次第であるから、前に述べた東京夢華錄以下の諸文獻に見えるところの行・市などいふものが悉く同業商店の町であつたとは云はれない。試みに、例を挙げると、夢華錄^{卷二及三}には、薑行・紗行・牛行・馬行などの名が見え、咸淳臨安志^{卷一} 市の條には、藥市・花市・珠子市・米市・肉市・菜市・鮮魚行・魚行・南豬行・北豬行・布行・蠟行・花團・青果團・柑子團・養團などの名が見えて居る。又吳地記後集、崑山縣橋梁の條には、釘行・茶行・魚行等の名が見え、吳郡志^{卷六}坊市の條には、魚行橋・果子行・米行等の名が見え、寶慶四明志^{卷四}橋梁の條には、葱行橋・竹行橋等の名が見え、開慶四明志^{卷七}樓店務地の條には、花行・飯行・竹行等の名が見え、景定建康志^{卷一}鎮市の條には、魚市・穀市・紗市・銀行・花行・雞行などの名が見えて居る。此等は、上に述べた如く、必しも悉く同業商店の町ではなく、その中には便宜の地を選んで開かれる特殊商品の定期市場もあつたのである。例へば夢華錄に見える牛行・馬行は牛馬の定期市を開く場所と解せられ、又咸淳臨安志に見える米市・養團等が單なる定期市場であつたことは、夢梁錄^{卷一}米鋪及び魚鋪の條に依つて知ることが出来る。しかしながらその多數は同業商店の町であつて同時に定期市の開かれる處であつたであらう。尙ほ八瓊室金石補正^{卷一}金の明昌五年(宋の光宗、紹熙五年)京兆府提

學所帖碑には、左第一廂銀行街云云とあつて、當時京兆(唐の長安の一部に當る)に銀行街といふもの、あつたことを示して居る。銀行街は街路の名で、此の街路には當時現に銀行のあつたことを保證しがたいたとしても、以前宋の領地であつた時、銀行の存在したことは殆疑を納れないのであつて、其れは銀商店の集まつた町であつたであらう。南宋の徐霆の黑韃事略には、

霆在燕京。見差胡丞相來。贖貨更可畏。下至教。學。行。乞。兒。行。亦銀作差發。燕教。學。行。有詩。云教。學。行。中要納銀。生徒寥落太清貧。金馬玉堂盧景善。明月清風范子仁。李舍纔容講德子。張齋恰受舞雩人。相將共告胡丞相。相免了之時捺殺。云云。

とあつて、蒙古の太宗の時(宋では理宗の時)、燕京に教。學。行・乞兒行などいふもの、あつたことを傳へて居るが、いはゆる教。學。行は學校のある處、即ち學校町ともいふべきところ、乞兒行は乞食小屋の集まつた場處であつて、此等を行といつたのは、同業商店の町を行と呼ぶ習はしの移り傳はつたものであらう。要するに、宋代に於いては、市の制度が崩れ、従つて行の制度にも變化を來したのであるが、同業商店が集まつて町を爲すといふことは、猶ほ或程度に於いて行はれ、その町は行若しくは市・團などと呼ばれたのである。

尙ほ唐宋の文獻に見える行の數について一言して置かう。太平御覽に引かれたいはゆる西京記の文には一百行とあり、長安志には二百二十行とあり、宋敏求の河南志に依つたと思はれる元河南志の文には

一百二十行又は六十六行とある。又前には引用しなかつたが、都城紀勝の諸行の條には四百十四行とある。元曲「金線池」第一折にも一百二十行といふことが見えて居る。行といふ語は、後、職業の種類を意味するやうにも爲つたので、その意味に用ひられた場合ではあるが、明の田汝成の西湖遊覽志餘卷二及び明末の小説「拍案驚奇」八卷には三百六十行といふことが見え、現に支那に於いては種々の職業といふ意味を現はす場合に三十六行・七十二行・三百六十行などいふ言葉を用ひて居る。顧ふに、唐宋の文獻に見える一百行・一百二十行などいふのも、同業商店の町の種類並に數の多いことを示すに過ぎないので、實際の計數ではなからう。唐宋頃の文獻には一百二十行といふことが最も多く見え、多數の行を意味する語として此れが最も普通に用ひられたやうであるが、百二十といふ數は、三百六十を三分して得たものであり、三百六十は三十六を十倍したものであり、而して三十六は三十六宮・三十六計・三十六阪などの例に依つても知られる如く、古の支那人の好んで用ひた數字である。一百二十行といふ語に先だつて、必しも三十六行並に三百六十行といふ語があつたといふのではないけれども、百二十といふ數は三十六並に三百六十に基づいたものと考へられるのである。而して現存の長安志に二百二十行とあるのは、一百二十行の誤りであらう。

行は同業商店の町であつたが、しかし唐代末期に於いては、そこに嚴格に同業商店のみが設けられたのでなく、幾分他の店鋪も存したやうである。此れは唐末の小説「逸史」に、長安西市の鞦韆行の酒樓

に上るといふ物語があるに依つても窺はれる。尙ほ唐末には市の制度が弛緩した爲め、長安の東西兩市に接近してはゐるがしかし市以外であるところの他の坊の内にも多少商店が設けられたので、北里志には宣陽坊に綵纈鋪があつたことを載せ、唐闕史には延壽坊に金銀珠玉を鬻ぐものゝあつたことを載せて居る。此れは、同業商店が、少數ではあらうが、行以外に設けられたことを意味するものである。宋代、市の制度が崩壊し了るに至つては、上文にも論及した如く、此の傾向は益強く爲つたやうであつて、東京夢華錄などには、同業商店が行以外に設けられた例並に行の内部に他の種類の商店の存した例が幾つも見出される。蓋し行の純一性は唐の中期市の制度が弛緩すると共に傷けられ、宋に入り市の制度が崩壊すると共に愈甚しきを加へたものと察せられる。

三 同業商人組合としての行(上)

行に店舗を構へた同業商店は自ら一種の組合を作り、其の組合も亦行と稱せられた。さうして組合に屬する商人は行人・行商・行戸・行家など、呼ばれたのである。舊唐書食貨志下に、

建中元年七月勅。夫常平者。常使穀價如一。大豐不爲之減。大儉不爲之加。雖遇災荒。人無菜色。

自今已後。忽米價貴時。宜量出官米十萬石。麥十萬石。每石量付兩市行人。下價糴貨。云云。

とあつて、兩市の行人に官有の米麥各十萬石を交付し、賤價を以て賣出さしめることが見えて居るが、

此處に行人といふのは米行の商人で、それは米屋町の商人であり、同時に米屋組合の組合員であつたのであらう。宋代の文獻には行商・行人・行戸等の語が數多く掲げられて居るので、その例は下の論述の中にいくつも見えるであらう。此等の語は同業商店町の商人並に同業商店組合員を意味することもあり、又専ら後者を意味することもあつたであらうが、市の制度が廢れて後は、主として同業組合員の意味に用ひられたこと、察せられる。尙ほ行鋪⁽⁹⁾・行貨・行作などいふ語もあつた。鋪は鋪席即ち商店の意味、貨及び作は俱に商品の意味であつた。市中のやす物といふ意味で行濫⁽¹⁰⁾といふ語も使用せられた。

宋代に於いて、同業の商人は必しも悉く其の行(組合)に屬したのではなかつたやうである。即ち貧乏の小商人は必しも行に入らず、行に屬したのは主として中以上の商人であつたらしい。此れは文獻通考^{卷二}市糶考一、鄭俠奏議跋に、免行錢のことを述べて「今立法。毎年計官中合用之物。令行人衆出錢。○中才立法隨有指揮。元不係行之人。不得在街市賣壞錢納免行錢人爭利。仰各自詣官投充行人。納免行錢。方得在市賣易」とあり、又「此指揮行。凡十餘日之間。京師如街市提瓶者。必投充茶行。負水擔粥以至麻鞋頭髮之屬。無敢不投行者。」とあるに依つて窺はれる。

行の首長として、行頭若しくは行首・行老などいふものが置かれた。此れも、初には、同業商店町の町長であり、同時に其の組合長であつたであらうが、市の制度が崩壞した後は、主として同業商店組合の首長として立つことゝ爲つたのであらう。と賈公彥の周禮の疏(周禮注疏^{卷五}地官肆長)に、

釋曰。此肆長謂一肆之長。使之檢校一肆之者。若今行頭者也。

と云ひ、周禮の肆長を今の行頭の若き者と説明して居る。又舊唐書食貨志上には、

四年^和元 閏三月。京城時用錢。每貫頭二十文。陌內欠錢。及有鉛錫錢等。貞元九年三月二十六日勅。

陌內欠錢。法當禁斷。慮因捉搦。或亦生姦。使人易從。切於不擾。自今已後。有因交關用欠陌錢者。

宜但令本行頭及居停主人牙人等檢察送官。如有容隱。兼許賣物領錢人糾告。其行頭主人牙人。重加

科罪。府縣所由祇承人等。並不須干擾。云云。

とあつて、行頭及び居停の主人〔旅舎の主人を謂ふ〕牙人をして欠陌錢の使用を檢察せしめたことが見える。李玟の纂異記に蘇州の金銀行首といふものゝ見えて居ることは前章に述べた如くである。宋代の文獻では、眞文忠公集^{卷七}申御史臺并戶部照會罷黃池鎮行鋪狀には、太平州黃池鎮の監官史文林の非違を列舉した中に、

本鎮酒課。日纔一二百千。商旅如雲。何患難辦。乃於官課之外。又多造白酒小酒。勒令行老。排擔抑俵。立定額數。不容少虧。云云。

とあつて、行老を使役して酒を押賣したことを載せて居る。居家必用事類全集に收められた爲政九要は宋人の作と認むべきものであるが、^(註)其の第八には、

司縣到任。體察奸細盜賊陰私謀害不明公事。密問三姑六婆。茶房酒肆妓館食店櫃坊馬牙解庫銀鋪旅店。各立行老。察知物色名目。多必得情。密切告報。無不知也。

とあつて、茶房酒肆以下の商店に各行老を設け、其れをして其の情偽を察報せしむべきことを述べて居る。又東京夢華錄^{三卷}雇覓人力の條には、

凡雇覓人力幹當人酒食作匠之類。各有行老供。雇覓女使。卽有引至牙人。

とあつて、人力・幹當人の類を雇入れるには、それごとく其の行老に申込むべきことを述べ、夢梁錄^{九卷}にも之に類似した記事を載せて居るが、斯かる人たちの間に行老の設けられたのは、商人組合に行老を置く慣習の移り傳はつたものであらう。洪邁の夷堅志^{上辛集}彭師鬼孽の條には、

鄱陽之俗。師巫能事鬼者。謂之行頭。

とあるが、此れは、師巫の仲間に行頭が設けられ、其の術に巧なものが行頭に充當せられた爲め、遂に能く鬼に事ふるものを遍く行頭と稱へるやうに爲つたのであらう。元曲では、例へば、石君寶の曲江池^{第四折}に、

〔張千云〕那行首叫做李亞仙。

とある如く、流行の妓女を行首と呼んで居るが、此れも前の場合と同様に解す可きであらう。要するに、唐宋の頃、商人組合に行頭・行首・行老などいふ組合長が置かれ、それが色々の方面に移り傳はつたことは、右に述べたところに依つて略明であらう。尙ほ此れに就いては次章にも述べる。

四 同業商人組合としての行(下)

宋代に於いては、同業商人組合であるところの行は、官の求めに應じてその所用の品を調達すべきことゝ爲つて居り、行に屬する商人は順番に依つて用品調進の任務に服した。此の任務を名づけて行役と云つた。官よりは用品に對して價錢を支拂つたけれども、市價よりは低廉であり、而も運送の費用などは商人の自辦すべきことゝ爲つて居たばかりでなく、官吏が之に乗じて誅求を事としたので、商人は少からず苦痛を受けた。そこで宋の朝廷は、熙寧六年四月、開封の肉行の商人徐中正といふものゝ建言に依つて改革を思立ち、八月に至つて、各行商人の資力に應じて、免行錢、詳に云へば免行役錢といふものを毎月若しくは毎季に納付せしめ、官の所用の品は官に於いて市價に依つて買上げることゝ改めた。但し、從來行に屬しなかつた貧しき小商人をも行に加入せしめ、免行錢を負擔せしめる等の弊害があつたので、其後屢改革が行はれたが、熙寧八年には、開封に於いて免行錢を納めるところの行百七十餘を算へ、元豐八年には同じ都市に於いて免行錢を納める諸行商店の數が六千四百餘、其の納めるところの免行錢の額が四萬三千三百餘緡に及んだのである。免行錢の制度は京師にも地方にも行はれたが、その内、京師の免行錢は、元豐八年九月を以て廢止せられ、地方のそれは爾來猶ほ存続したけれども、南宋の紹興の末に至つて遂に廢止せられ、かくて中央地方共に熙寧以前の舊制に返り、復た各行商人をして

官の所用品を調達せしめること、爲つた。以上は續資治通鑑長編、建炎以來繫年要錄、宋史食貨志、文獻通考等の記事を考察して得た結果である。

行人の官に對して負ふところの任務は、官の用品の調達に止まらなかつたやうである。司馬光の涑水紀聞卷一には、

文彥博知永興軍。起居舍人母湜鄂人也。至和中。湜上言。陝西鐵錢。不便于民。乞一切廢之。朝廷雖不從。其鄉人多知之。爭以鐵錢買物。賣者不肯受。長安爲之亂。民多閉肆。僚屬請禁之。彥博曰。如此是愈使惑擾也。召絲絹行人。出其家縑帛數百匹使賣之。曰納其直盡以鐵錢。勿以銅錢也。于是衆曉然。知鐵錢不廢。市肆復安。

とあつて、文彥博が知永興軍であつた時、絲絹行人を招いて、此れをして其の家に藏するところの絹數百匹を賣拂はしめ、その價直として鐵錢を納めしめ、鐵錢の信用を維持せんとしたことが見えて居る。又南宋の樓鑰の北行日錄卷上乾道五年十二月十日の條には、彼が宋の使節に隨行して金の南京（もとの宋の首府開封）に赴いた時の事を記した中に、

接伴所得私覲物。盡貨於此。物有定價。責付行人。盡取見錢。分附衆車以北。歲歲如此。云云。

とあつて、金の接伴官は、宋の使節から贈られた幣物を南京の行人に賣渡し、錢に易へ車に積んで北に運び行いたことを述べて居る。此の行人に物を賣渡すといふことは、北宋以來の慣習に依つたものであ

らう。此等に依つて考へるに、行人は、官の所用品を買上げる際のみならず、官若しくは官吏の所有物を拂下げる際にも利用されたのであらう。言換へれば、官の求めに従つて其の品物を自ら買取り若しくは他に賣拂ふといふことも亦行役の一つであつたのであらう。韓琦の安陽集、家傳慶曆元年の上奏中に、

臣近過邠乾涇渭等州。所至人戶。經臣有狀。稱爲不任科率。乞行減放。內潘原縣郭下。絲絹行人十餘家。每家配借錢七十貫文。哀訴求免。國用削弱。乃至於此。

とあつて、渭州潘原縣の絲絹行人十餘家が一家毎に錢七十貫づゝ、官に貸し納めるやうに命令せられ、困却して居るといふことが見えて居るが、顧ふに行人は、官物賣買の外、財物に關係ある様々の場合に利用せられたのであらう。

右に述べたところは、宋代に於いて、行が官府に對して負ふところの任務であるが、行がかゝる任務を負ふに至つたのは何時からの事か、詳でない。唐の徳宗の時、官市の弊害の甚しかつたことは著名であるが、官市の有様として傳へられたところを見れば、當時行が右に述べたやうな負擔を爲しつゝ、あつたとは考へにくい。行役の制度はそれより後の事で、恐らく唐末五代に起り、宋に至つて益發達したのであらう。

次に行人相互の關係は如何であつたらうか。彼等が、神佛の祭祀に際して協力したであらうといふことは、支那人商人間の風習を知るものゝ容易に想像し得ることであるが、前章に述べた如く、唐の李玟の

纂異記に、蘇州の金銀行の首長が其の徒を糾合して吳太伯廟に美人畫を獻じた物語を載せて居ること、並に夢梁錄卷一九 社會の條に、神聖の誕生日に諸行より物を獻することを述べ、その例として七寶行より七寶の玩具を獻じ、青果行より時果を獻じ、魚兒活行より異様の龜魚を獻することを述べたことなどに依つて之を確かめることが出來よう。祭祀に際して協力する外、彼等は彼等相互の爲め、どういふ振舞をしたのであらうか。續資治通鑑長編卷六〇 景德二年五月壬子の條、糧草入中の制度を述べた中に、

上 略 其輸邊粟者。非盡行商。率其土人。既得交引。特詣衝要州府鬻之市。得者寡至京師。有坐賈置鋪隸名權貨務。懷交引者湊之。若行商則鋪賈爲保任。詣京師權務給錢。又移文南州給茶。若非行商則鋪賈自售之、轉鬻與茶賈。云云。

とあり、宋史食貨志下五、茶上にも此れと略同様な記述が掲げられて居る。北宋時代には、北方邊境に於いて買入れる糧食の價錢を京師に於いて支拂ひ、又價錢の代りに鹽茶などを給することが屢行はれたが、右に掲げたのもその一つの場合である。右に於いて注意すべきは、交引を齎らして京師に來つた商人が行商である際には、京師權貨務に屬するところの坐賈が其の保證を爲し、行商でない場合には保證しないことである。此の商人は米穀を取扱ふものであるから、其れが行商であるといふのは、開封の米行人（斛跣行人などともいふ）であることに外ならぬであらう。坐賈は何種の商人が詳でない。若し米行に屬する巨商であつたとすれば、右の記述は同行の商人が互に援助して營業上の利益を圖つた事例と

することが出来る。行商と坐賈とが同行でなかつたとすれば、此れを左様な事例に擬することの出来ないのはいふまでもない。しかし、それにしても、同じ都市の組合商人である以上は、たとひ他行の商人であつても、猶ほ其の行商たる資格を尊重して其の利益を圖つたことに爲るのである。従つて同行の商人同志は一層協力し援助したものと見なければならぬ。願ふに行人の側から見た行の最も重要な意義は、それが彼等の共同の利益を擁護する機關であつたことであらう。さうして、共同の利益の最も主要なもの、或營業を獨占することであつたらう。

續資治通鑑長編卷二六二、熙寧八年四月癸未の條に「權知開封府司錄參軍朱炎言。奉詔。在京免行錢。貧下戶減萬緡。已減。百六十餘行。依舊祇應。近有彩色等十三行。願復納免行。欲聽許。從之。」とあつて、一旦免行錢を除かれた開封の彩色等十三行が復た願ひ出で、其れを納めたことを傳へて居る。此れは行人の官に對する運動であつて、他の商人に對してその利益を擁護したものではないが、とにかく彼等が一致結束して外部に働きかけた事例とすることは出来る。

前章にも述べたことであるが、唐代に於いて、商業は主として市即ち限られた商業區域に於いて行はれた。此れやがて市が商業を獨占する制度である。従つて、各種の商業は市内の各同業商店町に營業しつゝあるところの同業商店に依つて獨占されたと思なければならぬ。例へば、絹の商業は絹行の商人に獨占され、金銀の商業は金銀行の商人に獨占されたと思なければならぬ。此れは市の制度の當然の結果であつて、同業組合の力ではない。然るに唐の中期以來、市の制度は次第に弛み廢れ、北宋の半ば以後

に至つて全く崩壊し了り、或種類の商店は猶ほ行（同業商店の町）の形式に従つて設けられたけれども、而も行以外にも設けられ、又行の内に他の商店を交へ置くことも少からず爲り、要するに商店の開設は殆無制限に爲つた。⁽³⁾此の時、行人の商業獨占權は壞滅の危機に瀕したに相違ない。而して此の形勢に刺激せられて行の組合としての結束は強められたのであつて、行人等は市が廢れ同業商店の町が廢れても、同業組合としての行の力によつて其の獨占權を維持しようとして勉め、略其の目的を達したであらう。従つて唐の半過ぎから北宋の半過ぎに至る市制崩壞の時代は、同時に商業組合としての行の發達の時代であつたであらう。前に述べた如く、行役の制度は唐末五代に起り、北宋に至つて益發展したと見るべきものである。顧ふに行役は、政府が行の營業獨占權の繼續を承認する代價として行に求めたもので、行役の發達の時代が、大體組合としての行の發達強化の時代と並行することに爲るのは當然であらう。宋代に於いて、同業商人組合たる行がその商業を獨占したといふことを明に傳へた文獻は無い。併乍ら「市」の性質、「市」と「行」との関係、行役の性質を考へ、且つ次章に述べるやうに、行といふ組合が此の後清朝時代まで存續し、廣東の七十二行などに於いて各種の行がそれ／＼其の商業を獨占したことなどを考へ合はすれば、上に述べたやうに解釋して妨げ無いと信ずる。

同行の商人も全然利害を共にしたのでなかつた。一行の中でも富めるものは利益を壟斷して富まざるものを虐げるのが、寧ろ通常であつたらしい。王安石が熙寧五年に施行した市易法は、官の收入の増加

を目的としたものであつたことはいふまでもないが、同時に右のやうな弊害を矯めようといふ企も含まれて居た。續資治通鑑長編卷二熙寧五年閏七月丙辰の條、王安石の言に、

今修市易法。卽兼并之家。以至自來開店停客之人並牙人。又皆失職。如茶一行。自來有十餘戶。若客人將茶到京。卽先饋獻設燕。乞爲定價。此十餘戶所買茶。更不敢取利。但得爲定高價。卽於下戶倍取利。以償其費。今立市易法。卽此十餘戶。與下戶買賣均一。此十餘戶。所以不便新法造謗議也。

臣昨見得茶行人狀如此。餘行戶蓋皆如此。云云。

とある。同じ條に、又王安石の言葉として、梳商人中の豪商が、梳の原料を運び來つた旅商人等を抑へて容易に買入れないので、市易務はその旅商人の請を納れて之を買上げたところ、豪商はそれを彼等仲間だけで買取らんことを求めた、しかし市易務は之を聽かず、一般梳商人に遍く分ち賣つたことが掲げられて居る。此等の記載によれば、北宋の首府開封などに於いては、一つの行の商人の中でも、富者は相結んで貧者を壓迫しつゝ、あつたやうである。されば一行の商人全部が常に同心一體と爲つて相援けたのでないことは明である。しかしながら共同の利害の前に於いては、恐らく富者も貧者も一致して行動したことであらう。

行は官の側からは、行役の爲めに存在するものとも考へられたやうである。續資治通鑑長編卷二熙寧六年四月庚辰の條には、

初京師。供百物有行。雖與外州軍等。而官司上下須索。無慮十倍以上。云云。

とあつて、京師にも州軍にも色々の貨物を官に提供する爲めに行か設けられて居るといふことを述べ、又都城紀勝諸行の部にも、

市肆謂之行者。因官府科索而得此名。不以其物小大、但合充用者。皆置爲行。云云。

とあり、夢梁錄^{卷一}團行の部にも、

市肆謂之團行者。蓋因官府回買而立此名。不以物之大小。皆置爲團行。云云。

とあつて、官の科索回賣の爲めに行が置かれたやうに述べて居る。此等を觀れば、行は官有の御用を辦する爲めの機關に過ぎないやうに思はれるが、決して左様ではない。行の官府に對する任務即ち行役は、行人に取つてかなり大きい負擔であつたが、此れは故なく賦課せられたものでなく、前にも一言した如く、行の商業獨占權の報償であつたであらう。宋代の初、四川成都の富商十六戶は、交子發行の特權を得、之に報ゆる爲めに、毎年夏秋二季、地稅として納められた穀物を計量する人夫の賃銀並に或る堰の修繕の費用を支出すること、爲つて居た。近く清朝時代に於いては、鹽商質商が特許商業であつて其の數が一定し、從つて其の利益が甚大であつたので、官より報效などいふ名の下に屢々巨額の銀の寄進を強要せられた。特權と報償とは常に相表裏するものである。行役は主として特權に對する報償と見るべきで、行があり、行の特權があつて始めて起つたものであつて、行役の爲めに行が生じたのではない。

眞文忠公集卷七、申御史臺並戸部照會罷黃池鎮行鋪狀には、照對。黃池一鎮。商賈所聚。市井貿易。稍稍繁盛。州縣官。凡有需索。皆取辦於一鎮之內。諸般百物。皆有行名。人戸之掛名籍。終其身以至子孫。無由得脫。若使依價支錢。尙不免爲胥吏減尅。況名爲和買。其實白科。(中略)在法置市令司。自有禁。朝廷屢行申飭。不許勅立行名。當司雖已嚴出榜文。不許州縣抑勒行鋪買物。然行名不除。終爲人戸之害。牒本州。帖縣鎮。將黃池鎮應于行名。日下並行除兌。仍給版榜。本鎮市曹。釘掛曉示。云云。とあつて、行名を勅立するといふこと、黃池鎮の行名を除くといふことなどが見える。行名を勅立するとは、民間の行其物を創立することではなく、行及び之に屬する人戸の名を簿籍に登録し、需索回買の爲めの機關とすることで、右の文の初の方に「百物皆有行名、人戸之掛名簿云云」とあるに當るのである。行名を除くといふのも、行を回買の爲めの機關とすることを罷め、之を簿籍から除却することであつて、決して民間の商人組合を廢止するのではない。蓋し官府に於いて用無き商人組合は回買の機關としての行に加へられないといふやうな事情もあつたであらうし、従つて實際の商人組合たる行と、官府に於いて回買に利用するところの行とは、必しも相一致せず、其の間に多少の出入があつたことであらう。

要するに、同業商人組合としての行は、同業商店が集まつて町を成す制度の副産物であつたであらう。同業商店が一個所に集合した結果、彼等は自ら共同動作を爲す機會に逢着したであらう。即ち相共に神佛の祭祀を營むやうなことが先づ起り、更に進んで營業上の便宜利益の爲めにも多少協力するやうに爲つたのであらう。而して市の制度が崩壊し、同業商人の業務獨占權が脅威せられるに及んで、同業商人は結束して其の特權を擁護せんと欲し、かくして行は有力なる組合と爲り、市の制度に代はつて特權を護る障壁と爲つたのであらう。

同業商人組合としての行に就いて私の述べようとした所は大體右の如くであるが、尙ほ述べ漏らした一二の事項を補つて置かう。同業商店の町は、必しも一都市に一つづゝあつたわけではない。例へば唐の長安の如きは、東西二市があつたのだから、同業商店の町の或ものは此の二市双方に存在したであらう。此れは我が國の延喜式に掲げられた平安京東西兩市の塵(行と同義)の名に依つても十分に推測し得られる。此かる場合には同じ種類の行が二つあり、従つて行頭が二人あり、組合も亦二つあつたと見なければなるまい。さうして二つの組合が相共に其の商業の獨占權を享有したであらう。宋代、市の制度、同業商店町の制度が崩れた後は、或一種の同業商人組合は反つて一つに統合せられ、其の一つの組合が該商業を獨占するやうに爲つたこと、想像せられる。しかし此等の事を文獻に依つて立證することは出來ない。

前章に述べた如く、行首・行老などいふものが唐から宋へ互つて置かれたのであるが、しかし北宋の文獻には殆見えて居ない。免行錢に關する記事は續資治通鑑長編其の他の史籍に數多く見えるけれど、その中に、行老が此の問題について活動したことは記されて居らぬ。肉行の徐中正などいふものは行頭か否か詳でないが、左様な肩書の無いところを觀れば、行頭ではなく、惟だ行中の有力者であつたらしく察せられる。因つて顧ふに、宋代に於いて行老はさして有力のものでなく、清代會館の董事の如く、事務的の仕事を取るだけであつて、一行の商業上の重要事項は、行中の富豪、當時兼并之家と呼ばれたも

のに依つて支配されたことは、上文熙寧五年、王安石の言葉に見えるが如くであつたであらう。従つて、必しも官より其の設置を命ずるのではなく、唯だ茶房酒肆等の如き姦人の潛入し易き特定の營業に對してのみ特に其の設立を命令し、之を姦細取締の爲に利用したのであらう。

五 元明清時代の行 行と會館

同業商店が一個處に集合する慣習は元代以後に於いても多少行はれて居るが、左様な慣習から殆獨立して、各種の同業商人の組合「行」は引きつゞいて存在し、近時に及んだ。

兩浙金石志^{卷一}に、元の延祐元年の長興州建東嶽行宮碑を載せ、其の碑陰に題せられた施主の氏名をも掲げて居るが、その中に次のやうな文字が見出だされる。

子孫司。五熟行。因元貴。徐富。周敬。

都城隍司。香燭行。宋文政。錢思政。鄒文貴。姚源。姚福。徐全祖。宋榮祖。

龍王司。銀行。吳永祥。楊新。

速報司。玉塵^{○塵の誤であらう}行。陳榮。周二秀。倪成。因通。王德。姚子龍。許明。

李王祠。度生行。陳安。錢通。周元。俞厚。卞良。

土地司。澆燭打昏印馬行。陳聰。沈應。雷章輝。

水府司。篙師行。俞慶。沈林。周慶。毛富。

照證司。淨髮行。姚珍。桑琇。費榮。錢大亨。俞慶。

積財司。裁縫行。陳元。金贊。營琳。莫繼祖。

放生司。錦鱗行。楊富。包源。費政。

輪廻司。碧緣行。陳富。沈進。

齊僧司。糖餅行。陸進。陳良。朱文彬。鄒宗營。潘宜。朱擇善。

曹職司。曹行。錢旺。唐桂。徐勝。談成等。

張太尉司。五色行。馮晟。沈琳。高元。王榮。

皮場王司。正冠行。姚松。因屋。姚奉真。沈德榮。王椿。盛茂。陸程。

執政司。雙線行。吳巖。馬元。費椿。陳成。黃成。姚楠。張旺。

功德司。果行。張宣。因貴。王應森。施元亨。

注福司。綵帛行。金潤。張君屋。王涇。錢文彪。錢德秀。

掌命司。厨行。趙興祖。湯勝。蔡燁。蔡榮。

掠剩司。飯食行。俞厚。卞良。沈敬。

千聖小王樓。酒行。高天瑞。金林。徐榮祖。姚榮。朱埜。徐政尹。

唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の會館に及ぶ（加藤）

右の中、子孫司・都城隍司などいふのは、神の名で、その下にあるのは此の神々の廟を建てた施主の氏名である。而して施主の氏名の上にある何々行といふのは、その人々の屬して居る商人組合若しくは工匠組合の名稱と解せられる。組合即ち行の名稱を一一解釋することは容易でないが、ともかくも、五熟行・香燭行・銀行等其の大半は商人組合であらう。されば、此れに依つて、元代、長興州（今の浙江省長興縣）に多くの同業商人組合があつて、其れが行と呼ばれたことが知られる。又明の張燮の東西洋考^{八卷}に、萬曆中、福建巡撫袁一驥が監稅太監高宥の秕政を彈劾した上奏文を載せて居るが、其の中に次の如き一節がある。

上私派一切行戶。金行取紫金七百餘兩。珠行取大珠五十餘顆。寶石行取青紅酒黃五十餘塊。鹽商每引勒銀二錢。歲萬餘兩。其他綢段鋪戶百家。編定輪日供應。日取數百計。云云。

鹽商以下のことは姑く措き、金行・珠行・寶石行の名を見逃がし難い。此れは、當時、福建に於ける海上貿易の中心であつた海澄縣に於いての事で、同縣治に於いて貿易を營む金行の商人をして、共同して、其の期間は詳でないが、紫金七百餘兩を出ださしめ、珠行の商人をして大眞珠五十餘個を出ださしめ、寶石行をして酒黃五十餘個を出ださしめたのであつて、いはゆる金行は主として黄金を取扱ふ貴金屬商の組合、珠行は眞珠商の組合、寶石行は寶石商の組合と解釋すべきである。尙ほ明代の制度を述べた文獻、例へば明會典、續通典、明史食貨志等には、間々行や行頭のことが見えて居るが茲には省く。右に

擧げたのは、地方的の例に過ぎないけれども、ともかくも此れに依つて、元明時代に行の存在したことが窺はれる。

清代に於いては、廣東(省城)の行が著名である。廣東の行は俗に七十二行と呼ばれたが、清末に於いては實數は其れよりも多く、銀行・金行・當行・絲行・茶行等總計九十七にも達したといふ。同地に於いては、行に加入しなければ其の商業を營むことが出來ず、之に加入するには、信用ある商賈たること、行商二三名の保證あること、加入金として銀百兩内外を納めることを要する定めであつたが、實際には、其の上、行商の店舗を譲り受けるやうな方法に依らなければ加入が困難であつたといふことである。行の有力なものは會館(稀に公所とも呼ぶ)といふものを建て、茲に集まつて或は神を祭り或は協議を行つたのであるが、長崎高等商業學校教授武藤長藏氏の調査に依れば、銀行會館忠信堂(會館は大抵何々堂といふ別名を持つて居る)の神壇の前に吊された鐘の銘文は、次の如くである。

在銀行會館玄壇祖師案前永遠供。奉旨。康熙五十三年。歲次甲午。季春吉旦。佛山隆盛爐造。

此の銘文に依つて廣東の銀行が康熙五十三年に既に會館を建設しつゝ、あつたことが知られ、従つて廣東の銀行其物は餘程古くからの存在で、少くとも明末以來のものであることが推測せられる。銀行の外、いはゆる七十二行の他の行にも、かゝる古い來歴を持つものが少くないであらう。尙ほ右銘文に見える佛山鎮は、廣東省城の西南にある、商工業の盛な一都市であるが、民國十二年に重修された佛山忠義郷

志^八に依れば、此の地にも數十の行があつて、其の中の鑄發行（銅鐵器商の組合）の會館江濟堂は乾隆四十四年に建てられ、福建紙行の蓮峯會館は雍正十一年に建てられたのである。顧ふに、清代南支那の大小諸都市に、行といふ商人組合が存在し、その有力なものが會館を建設したことは、廣東や佛山と略同様であつたであらう。

北京には六つの商人會館があつたやうに、清末の都門紀略に見えて居るが、私が昭和二年彼の地に赴いて調査したところに依れば、其外に三つ、合計九つばかりの商人會館がある。其の中の一つを顔料行會館といひ、前門外、蘆草園に在る。此の會館には梅仙・葛仙の二仙人が祀られて居るので、仙翁廟ともいふ。此處に保存されて居る康熙十七年の碑文の中に、次の記述が見える。

上 略 京都中城中。東北蘆草園地方。建有仙翁廟壹所。崇祀者有年矣。乃雨風剝蝕。既不足以大憑依。棟宇摧殘。且不足尊瞻仰。爰集闔行。聿從公議。踴躍捐資。各無畏難之色。辛勤董事。咸有爭赴之忱。於是敬卜吉期。重修大殿。云云。

此の碑文には、仙翁廟が年を経ること久しく、風雨の爲め大に荒廢したので、顔料行一同の公議に依つて新に大殿を修築したことを述べたのみで、此の廟がいつ頃創建されたかに觸れて居ないのであるが、やはり此の會館内にある乾隆六年の碑文には、

上 略 我行先輩。立業都門。崇祀梅葛二仙翁。香火攸長。自明代以至國朝。百有餘年矣。云云。

と云ひ、此の廟が明代に設けられ、爾來此時に至るまで百餘年を経過したことを述べて居る。乾隆六年より百餘年以前と云へば、明の嘉靖以前と爲る。尙ほ右乾隆六年の碑文及び嘉慶二十四年の碑文に依れば、仙翁廟は康熙十七年の大修繕後、三十二年目なる同四十九年に修繕を行ひ、更に三十一年目なる乾隆六年にも修理し、又更に七十七年目なる嘉慶二十三年から四年にかけて修理を行つて居る。康熙十七年に、廟は棟宇摧殘といふやうな慘澹たる状態にあつたのであるから、その前の修繕若しくは創建は少くとも七八十年以前であるべく、假りに八十年として溯り算すれば、明の神宗の萬曆二十六年と爲る。されば、仙翁廟即ち顔料行會館は、たとひ嘉靖以前でないとしても、少くとも萬曆年間には創建せられたのであつて、従つて顔料行其物も明から清へかけて存続したものと見なければならぬ。尙ほ顔料行といふものが顔料商人のかなり鞏固な組合で、組合員が結束して共同の利益を擁護し來つたことは、やはり此の會館に存するところの乾隆十八年の碑文に、顔料行中の桐油商人が、從來桐油買入に牙人を用ひない慣習であるに拘はらず、姦商が強ひて牙人の事を行はんとしたのに抗爭し、官憲に訴へて勝利を占めたことが見えるに依つても窺はれる。顔料行會館以外の北京の商人會館には、其の會館並に行が明代から存続したことの立證されるものはない。しかしながら、銀號の會館なる正乙祠は康熙四十九年銀號商人に依つて建てられ、河東煙行會館は雍正五年煙行に依つて建てられ、藥行會館は嘉慶二十二年藥行に依つて建てられ、臨襄會館は乾隆三十三年山西省臨汾・襄陵二縣出身の油行・糧行・鹽行に依つて建

てられたことが、それ／＼其の會館の碑文(16)に依つて知られる。されば、清代、北京地方に行の制度のかなり盛に行はれたことは、疑を納れない。

要するに、清朝時代、南北の大小諸都市に、行といふ同業商人の組合の存在したことは、右に述べた廣東・佛山・北京の事例に依つて推測することが出来る。而して此等の行の大いなるものは、その祭祀集會の場處として會館といふものを建設した。明代末期に會館の建設を見たことは、北京顔料行會館の碑文の考察に依つて知られるが、しかしそれが一般に盛に設けられるやうになつたのは清代であつたやうである。會館が盛に設けられたのは、商業の發達、行の發達に因ること、いふまでもない。歐米の支那研究者は、會館といふ語を直にギルドと考へるやであるが、ギルドに當るものは即ち行であり、而して行は唐宋以來の制度であつて、同業商店が集まつて町を成す慣習に胚胎した商人組合に外ならなかつたのである。

六 隋以前に於ける同業商店の町

同業的店が集まつて町を成す慣習は非常に古くからあつたやうである。周禮の地官司市の條に、

以三次敍二分地而經市。以三陳肆一辨物而平市。

とあつて、鄭玄の注には「次謂吏所治舍、思次介次也、若今市亭然、敍肆、行列也、經界也、」と云ひ

「陳猶列也、辨物物異肆也、肆異則市平、」と云つて居る。本文も注も俱に分かりにくい文章であるが、要するに、右周禮の文は、同じ商品を賣る店を一團と爲し、市内の土地を適當に分かつて之を配置し、且つ程よき處に市吏の廳舎を設けること、見て妨げないやうである。周禮の編纂された年代は明でないが、戰國もしくは前漢時代の外ではないかち、此の頃に右のやうな制度が行はれ、周禮の編者が其れを取つて周の制度を描く材料としたのであらう。又文選に收められた班固の西都賦は、後漢時代に於ける長安の有様を述べたものであるが、その中に、

九市開場。貨別隧分。

とあつて、注に「善曰○中略薛綜西京賦注曰隧列肆道也」と見えて居る。貨別隧分とは列肆（此の二字の意味は下文に明である）の道言換へれば町に依つて販ぐところの貨物を異にするといふ意味であつて、その町は同業商店の集まつた處に外ならぬ。以上二つの文獻に依つて戰國秦漢の頃、同業商店一團を爲すの制度の存したことが窺ひ知られる。而して周禮の編纂された頃、同業商店の町を肆と呼び、又次とも呼んだことは、周禮の天官內宰、地官司市（上の引用文を參照せよ）及び肆長の條の本文・注疏及び孫詒讓の正義等に依つて窺はれるが、原文を引用することは省く。従つて、左傳の襄公三十年鄭の伯有の死を述べた條に、

伯有死於羊肆。

唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の會館に及ぶ（加藤）

とあるの羊肆は羊屋の町と解すべく、莊子の外物篇に、

曾不如早索我於枯魚之肆。

とある枯魚之肆は、ひもの屋の町と解すべく、大戴禮記、曾子疾病篇に、

與小人遊。貸乎如入鮑魚之次。久而不聞。則與之化矣。

の鮑魚之次も亦鮑魚商の町と解すべきである。後漢の鄭玄は、上に掲げた如く、周禮司市の注に肆を解釋するに行列の二字を以てして居る。此れに依つて、當時、同業商店の町を行列と謂つたことが知られる。従つて、漢書、食貨志上に、

商賈大者。積貯倍息。小者坐列販賣。

とあり、同食貨志下に

卜式言曰○中略今弘羊令吏坐市列、販物求利。

とあり、後漢書、劉盆子傳に、

賜滎陽均輸官地。以爲列肆。

とあるの列若しくは市列・列肆も此の意味に解すべきである。尙ほ班固の西都賦には、上に引いた貨別隧分の次に、

入不得顧。車不得旋。闐城溢郭。旁流百廛。

と云つて居るが、百廛は百の町と稱せられる。而して左思の吳都賦には

開市朝而普納。橫闐闐而流溢。混品物而同廛。并都鄙而爲一。士女佇貽。商賈駢坐。

とあるが、「混品物而同廛」とは、物資の充満横溢した爲め、或一種の商品のみを取扱ふべき廛即ち同業商店の町に他の商品をも混入せしめるといふことに外ならぬであらう。此れに依つて廛の語を行肆などと同じ意味に用ひられたことが窺はれる。延喜式東西市の條に見える廛の語は支那に於ける右のやうな用例に本づいたものであらう。

史記の循吏傳の中に、楚の相、孫叔敖の事蹟を述べて居るが、その中に次の記述がある。

莊王以爲幣輕。更小以爲大。百姓不便。皆去其業。市令言之相。市亂。民莫安其處。次行不定。○中略

後五日朝。相言之王曰。前日更幣。以爲輕。今市令來言曰。市亂。民莫安其處。次行之不定。臣請遂令復如故。王許之。令下三日。而市復故。

右の文に「市亂れて民其の處に安んぜず、次行定まらず」とある。此れは、後世の長安の東市西市といふやうな店鋪を建てつらねた商業區域ではなく、時を定めて賣手買手の集まる定期市の有様と受取られる。さうしてその定期市では、同業の商人が集まつて一團を爲し、而してその配列を指して次行と謂つたのであらう。朝鮮の定期市には現に同業一團を爲す風習が行はれて居るが、支那古代に於いても恐らく同様であつたのであらう。市亂れて次行定まらずとは、悪しき貨幣制度の爲め、圓滑な取引が出

來なく爲り、各種の商人は己の就くべき配列を離れ、入り亂れて騒ぎ罵つたことに外ならぬであらう。さうして、後日、かゝる定期市の外、商業區域としての市が起るに及んで、定期市の配列を其の儘商店に適用し、同種の商店をして集まつて一つの町を爲さしめることゝ爲つたのであらう。楚の莊王は春秋末期の人である。右の物語は莊王及び孫叔敖の賢明を示さんが爲めに作られたもので、其の背景として取り入れられた市場の制度も必しも莊王時代の其れに正しく符合するとは保證しがたいが、ともかくも其れは頗古い制度であり、且つ商業區域としての市が起つた以後に於いても、一方ではかなり後まで保存されたものであらう。要するに、同業商店が集まつて町を爲す慣習は、定期市に於ける同業商人の配置に由來するものと考へられる。

隋唐の頃にも、同業商店の町を肆と呼ばないではなかつたが、主として用ひられたのは行といふ語であつた。兩漢以前には、肆・次・列・行列など、呼ばれ、而して行の一字を以て呼ばれた例は見えないけれども、既に行列と云はれ、又次行といふ語も古くから存したやうであるから、行の一字を以て同業商店の町を現すことも恐らく行はれたであらう。但だ其れが盛に用ひられたのは、隋以後であつたのである。

同業商店の町が古くからあつたとすれば、其の商人の組合はどうであつたらうか。同業商店が集まつて町を爲すのは、市の制度の結果であつた。さうして商人等は、又其の制度の結果として自ら其の商業

の獨占權を享有することを得た。されば彼等は、多少共同して事を爲す機會を持つたであらうけれども、特に堅固な組合を結成する必要は之を認めなかつたであらう。彼等が眞に組合らしき組合を作つたのは、前にも述べた如く、唐末以降、市の制が崩壊した後の事であつたらう。

附言。宋元の頃、工人の間にも同業組合が組織され、それは作と呼ばれることが多かつたけれども又行とも呼ばれた。此れについて、本篇に於いては、混雜を恐れて一切論及することを避けた。工人組合の研究は別に發表する考である。

註

1 史學雜誌第三三編第一〇號、史學會記事、和田清氏「會館公所の起源に就いて」参照。

2 白鳥博士還曆記念東洋史論叢に收めらる。

3 西京記といふ書名は太平御覽の引書目にも見える。又隋書經籍志、舊唐書經籍志上、新唐書藝文志にも見え、就中新舊唐書にはその著者薛冥の名をも載せて居る。併し新舊唐書の、此の書の前後に掲げられた書が、六朝時代の人の作であることに依つて察すれば、此の書も亦恐らくは同じ時期の産物であらう。随つて、隋の洛陽豐都市や煬帝大業中のことなどを述べた所謂西京記は、右の薛冥の西京記ではあるまい。韋述兩京新記の名は新唐書及び宋史の藝文志に見えて居るが、太平御覽の引書目には韋述東京雜記・韋述西京新記とある。蓋し韋述の書は本來東京雜記と西京新記との二種であつて、其れを、後人が輯めて一書として、兩京新記と呼んだのであらう。宋の趙彥衛の雲麓漫抄卷二の長安のことを述べた條に、以舊圖及韋述西京記爲本云云とあるが、此の兩京記は兩京新記の一部で、御覽に謂ふ所の西京新記であらう。さうして西京新記を略して西京記と云ふが如く、兩新京記も亦略して兩京記と呼ばれたであらう。太平御覽市の部の西京記が、西京記及び東京雜記を併せたところの兩京記の誤まりであることは、本文に於ても言ひ及んだ如く、西京記曰と題しながら、東都豐都市の記述が掲げられたことに依

唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の會館に及ぶ（加藤）

（三九）

三九

つて知ることが出来る。

4 神州國光社發行「唐人小説」に收めたものに依る。

5 神州田光社發行「唐人小説」中の續玄怪錄、定婚店の條に、「入菜市、有眇嫗、抱三歲女來」とあり、又「奴曰諾、明日袖刀入菜行中」とあつて、菜行を菜市とも謂つて居る。尙ほ八頁本文に引用した定婚店の條を参照されし。

6 柳河東集正集卷一七、宋清傳に「清、長安西部藥市人也」とあつて、西部藥市は西市藥行を指すものと解せられる。尙ほ根岸信博士「支那ギルドの研究」(一九八頁)参照。

7 商務印書館發行「舊小説」乙集三、集異記に據る。

8 市の沿革については、「福田徳三博士追憶論文集」所載拙稿「唐宋時代の市」を参照せられたし。

9 同上

10 11 行鋪の語は唐會要卷八三、租稅、大曆四年正月十八日の勅、徐輯宋會要、食要、食貨三七、熙寧五年三月二十六日の詔に見え、此の外、當時の文獻に數多く散見して居る。行貨は宋會要、同上、乾興元年六月の詔、東坡文集卷三一、乞禁商旅過外國狀などに見え、行作は資治通鑑卷二〇六、聖壽元年八月戊子の條の胡三省の注に見え、行濫は通鑑同上本文及び唐律疏議卷二六などに見える。

12 東洋學報第一二卷第四號、拙稿「唐宋櫃坊考」一、註五参照。

13 拙稿「唐宋時代の市」参照。

14 東亞同文書院發行「支那經濟報告書」第一一號「七十二行と南北行」に據る。

15 長崎高等商業學校研究館年報第三册、武藤長藏氏「銀行なる名辭が約二百年前支那に存せし事實の發見」参照。

16 此等の碑文も、昭和二年、私が北京に赴いて調査蒐集した所のものである。その本文並に之に本づいた北京商人會館の研究は遠からず發表するつもりである。

昭和九年七月稿、十年三月少しく修正を加ふ